

## 一時保護の実態調査（案）

### 1. 調査の背景

令和4年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、児童相談所等から裁判官に対して一時保護状を請求する仕組み（以下「一時保護時の司法審査」という。）が創設された。

一時保護時の司法審査についての具体的な手続等の検討に資するため、一時保護の実態調査を行うこととする。

### 2. 調査内容

全国の児童相談所を対象に、令和4年6月1日から令和4年7月末までの2ヶ月間に一時保護が終了したケースについて、別添の調査項目について調査を行う。

### 3. 調査スケジュール

一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム（以下「作業チーム」という。）での議論を踏まえ、令和4年9月上旬に全国の児童相談所に対して作業を依頼する。

児童相談所には令和4年10月末までに回答いただき、事務局にてとりまとめた結果を作業チームに報告する。

# 調査票

別添

都道府県市名  
児童相談所名

## 1. 一時保護期間等について

令和4年6月1日から令和4年7月末までの2ヶ月間に一時保護が終了したケース（※）について、各ケースごとに、①～⑧にお答えください。（当該期間内に一人の児童につき複数回の一時保護を実施した場合には、別ケースとして扱ってください。）  
※例えば、令和4年5月15日に一時保護を開始し、令和4年6月30日に一時保護が終了したケースは該当しますが、令和4年7月15日に一時保護を開始し、令和4年8月30日に一時保護が終了したケースは該当しません。

①所内一時保護、委託一時保護のどちらなのか選択してください。

なお、一時保護開始から解除までの間に、所内一時保護と委託一時保護の切替が行われた場合は、より期間の長いものを選択ください。（2箇所以上に委託している場合も期間は合算）。

②一時保護の理由

各ケースごとの一時保護開始の理由について、次の1～7から選択してください。（複数選択可）

1 児童虐待のおそれがあるため	2 兼児、迷子その他の事情により現に適当な保護者または宿所がない児童を緊急に保護したため	3 アセスメントのため	4 少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたため
5 その行動が自己若しくは他の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす児童またはそのおそれがある児童であるため	6 短期入所指導のため	7 その他	
※3の3を選択した場合は、具体的な事案について個人情報を含まない範囲でご記載ください（例：非行相談や性格行動相談による行動観察のため。）。			
※7を選択した場合は、具体的な理由について記載ください。			

③警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護

各ケースについて、警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護である場合には「○」を、そうでない場合には「-」を選択してください。

④一時保護開始日及びその時間帯

⑤警察等から児童の身柄を引き取ってから、児童相談所長の了解又は決裁等を経て一時保護を開始するまでに要した時間

各ケースごとの身柄を引き取ってから一時保護開始までに要した時間について、次の1～2から選択してください。

1 24時間未満 2 24時間以上

※2を選択した場合は、その期間を利用して行った活動の具体的な内容について記載ください。

⑥一時保護終了日

※④と⑥を入力すると、⑥の右列のセルに自動で一時保護日数が表示されますので、経過記録等と整合するか念のためご確認ください（編集はしないでください）。

⑦親権者等の同意の有無

各ケースごとの親権者等の同意について、回答欄にある時点（「開始時」、「3日経過時」等）で同意がなされた時点に「○」を、同意確認後改めて確認していない場合には「-」を、親権者間で同意・不同意が分かれている場合には「△」を、

同意がない場合（親権者等の意思確認ができないない場合、同意が撤回された場合も含む）には「×」を選択し、保護期間外である場合には空欄にしてください。

例えば、保護期間が52日で、共同親権の片方の親権者からの同意を6日目に確認後も引き続き両親権者の同意を確認し続け、30日目に両親権者からの同意を確認、それ以降は改めて同意を確認していない場合には、回答欄の「開始時」から「5日経過時」までは「×」（同意なし）、「6日経過時」から「28日経過時」までは「△」（片方の親権者のみから同意あり）、「35日経過時」は「○」（両親権者から同意あり）、「40日経過時」までは「-」（確認せざり）、「55日経過時」以降全ての欄は空欄にしてください。

なお、親権者等の意向が短期間に変わったケースの場合、親権者等が同意している場合、不同意として取り扱う場合があると承知しておりますが、⑦については、あくまで各時点での親権者等の意向についてご記入ください。

※④を入力すると、⑦の各セルの上段（灰色セル）部分に、各経過時毎の日付が自動入力されます。⑦の入力の際の参考としてご利用ください。

⑧親権者等の同意の確認方法

各ケースごとの同意の取得方法について、次の1～6から当てはまるものを選択してください。

1 書面	2 電子メール又はFAX	3 口頭（録音あり）	4 口頭（録音なし）	5 同意なし	6 その他（具体的に）	⑧同意の確認方法		
ケース No	①所 内・委 託の別	②理由	③身柄 付き通 告	④一時保護開始時 間帯 ※2022年4月1日 と入力	⑤身柄引 取から一 時保護開 始までに 要した時 間	⑥一時保 護終了日	⑦同意の有無（上段は④を各経過日数を足した日付【自動計算】）	⑧同意の確認方 法
1							一時保護 開始前 一時保護 開始日 2日 経過時 3日 経過時 4日 経過時 5日 経過時 6日 経過時 7日 経過時 14日 経過時 21日 経過時 28日 経過時 35日 経過時 40日 経過時 45日 経過時 50日 経過時 55日 経過時 2ヶ月 経過時	
2								
3								
4								
5								
(②が「3」のみの場合) 具体的な事案								
(②が「7」の場合) 具体的な理由								
(⑤が「2」の場合) 具体的な活動								

計 0 件

※5ケース以降は非表示にしておりますので、6ケース以上ある場合には適宜再表示してご記入ください（使わない行は非表示にしてください。）

## 2. 一時保護手続の現状について

(1) 児童福祉法第33条第5項の申立書類及びその添付書類の作成はどのように行うのでしょうか。児童相談所において、主に各書面の作成を担う方を下記1～5より選択してください。「5」を選択する場合には、具体的にどのような方が担うか、立場・役職を含め記入してください。

1 担当児童福祉司が作成	2 法務担当事務職員が作成	3 弁護士（専勤）が作成	4 弁護士（非常勤）、契約・嘱託、その他）が作成	5 その他（具体的に）
--------------	---------------	--------------	--------------------------	-------------

申立書類 (5の場合) 誰が担うか				
添付書類 (5の場合) 誰が担うか				

(2) 児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟が提起された件数及びその結果を記載ください（令和2年度【令和2年4月1日～令和3年3月31日】及び令和3年度【令和3年4月1日～令和4年3月31日】中に、取り下げが行われ、または、決定若しくは判決が確定した事例に限る）。

その際、件数・事件数と結果の内訳の合計が必ず一致するようにしてください。

令和2年度分	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査													
	取消訴訟				賠償請求訴訟									
	件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下

令和3年度分	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査													
	取消訴訟				賠償請求訴訟									
	件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下

(3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に係る行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟について、審理手続（申立てがなされてから裁決が出るまで）におおむねどの程度時間がかかるでしょうか。当ではまるものを下記1～10より選択してください。

1 2週間未満	2 2週間以上1ヶ月未満	3 1ヶ月～2ヶ月	4 2ヶ月～3ヶ月	5 3ヶ月～4ヶ月	6 4ヶ月～5ヶ月	7 5ヶ月～6ヶ月	8 6ヶ月～9ヶ月	9 9ヶ月以上	10 不服申立てをされたことがない
---------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-------------------

行政不服審査	取消訴訟	賠償請求訴訟
--------	------	--------

### 3. 一時保護（特に司法審査）に関するご意見について

（1）令和4年の児童福祉法改正により一時保護時の司法審査が導入されることになりましたが、ご意見ございましたら、記入してください。

回答欄（自由記載）								
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

（2）一時保護開始日から7日間のうちに、照会をかけた関係機関について、次の1～9から選択してください（複数選択可）。「9」を選択する場合には、どのような機関か記入してください。

1 医療機関	2 学校	3 保育園・幼稚園	4 児童養護施設	5 障害児通所支援・障害児入所支援施設	6 子育て短期支援事業実施機関	7 一時預かり事業実施機関	8 警察	9 その他
--------	------	-----------	----------	---------------------	-----------------	---------------	------	-------

回答欄 (9の場合) 具体的な機関名								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

（3）一時保護開始日から7日間のうちに、概ね取得している書面について、次の1～8から選択してください（複数選択可）。「8」を選択する場合には、具体的な書面を記入してください。  
また、7日間で取得できない書面については、その理由について記入してください。

1 戸籍謄本	2 住民票	3 医師の診断書	4 学校の担任等からの陳述書等	5 要保護児童通告書	6 学校照会書	7 警察の捜査関係書類	8 その他（具体的）
--------	-------	----------	-----------------	------------	---------	-------------	------------

回答欄 (8の場合) 具体的な文書名 各書面毎に、取得に 時間が必要とする理由								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

（4）一時保護開始日から概ね8日間以上の時間を取得に要する書面について、次の1～8から選択してください（複数選択可）。「8」を選択する場合には、具体的な書面を記入してください。  
また、その具体的な期間について記入してください（一時保護開始から7日間のうちに、概ね取得している書面については空欄にしてください。）。

1 戸籍謄本	2 住民票	3 医師の診断書	4 学校の担任等からの陳述書等	5 要保護児童通告書	6 学校照会書	7 警察の捜査関係書類	8 その他（具体的）
--------	-------	----------	-----------------	------------	---------	-------------	------------

回答欄 (8の場合) 具体的な文書名								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

戸籍謄本	住民票	医師の診断書	学校の担任等からの陳述書	要保護児童通告書	学校照会書	警察の捜査関係書類	その他
------	-----	--------	--------------	----------	-------	-----------	-----

（5）改正児童福祉法第三十三条の三の二第一項の規定を基に、情報提供等を求めることが想定される機関について、次の1～9から選択してください（複数選択可）。「9」を選択する場合には、どのような機関か記入してください。

1 医療機関	2 学校	3 保育園・幼稚園	4 児童養護施設	5 障害児通所支援・障害児入所支援施設	6 子育て短期支援事業実施機関	7 一時預かり事業実施機関	8 警察	9 その他
--------	------	-----------	----------	---------------------	-----------------	---------------	------	-------

回答欄 (9の場合) 具体的な機関名								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

（6）一時保護開始前及び一時保護期間中に情報提供を求めたが断られた機関について、次の1～9から選択してください（複数選択可）。「9」を選択する場合には、どのような機関か記入してください。

1 医療機関	2 学校	3 保育園・幼稚園	4 児童養護施設	5 障害児通所支援・障害児入所支援施設	6 子育て短期支援事業実施機関	7 一時預かり事業実施機関	8 警察	9 その他
--------	------	-----------	----------	---------------------	-----------------	---------------	------	-------

回答欄 (9の場合) 具体的な機関名								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

（7）これまでに担当されてきた事案で、1、②で回答いただいた理由以外で一時保護を開始されたものがございましたら、その理由について具体的に記入してください。

回答欄（自由記載）								
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

（8）司法審査の導入に伴い、児童相談所における体制整備が必要と考えますか。次の1～3から選択し、「1」を選択する場合には具体的な内容を、「3」を選択する場合には、具体的な意見を記入してください。

1 必要である（具体的な内容）	2 必要でない	3 その他（具体的な意見）
-----------------	---------	---------------

回答欄 (1の場合) 具体的な内容								
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

回答欄 (3の場合) 具体的な意見								
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

#### 4. 児童福祉法第28条第1項各号に基づく審判手続き等の現状について

(1) 児童福祉法第28条第1項各号の申立書類及びその添付書類の作成はどのように行うのでしょうか。児童相談所において、主に各書面の作成を担う方を下記1~5より選択してください。「5」を選択する場合には、具体的にどのような方が担うか、立場・役職を含め記入してください。

1 担当児童福祉司が作成	2 法務担当事務職員が作成	3弁護士(常勤)が作成	4弁護士(非常勤、契約・嘱託、その他)が作成	5 その他(具体的に)
--------------	---------------	-------------	------------------------	-------------

申立書類 (5の場合)誰が担当するか				
添付書類 (5の場合)誰が担当するか				

(2) 児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟が提起された件数及びその結果を記入してください(令和2年度及び令和3年度中に、取り下げが行われ、または、決定若しくは判決が確定した事例に限る)。その際、件数・事件数と結果の内訳が必ず一致するようにしてください。

(単位:件)																			
令和2年度分	児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する訴訟				児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に関する訴訟														
	行政不服審査				取消訴訟														
件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ					
児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査										児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟									
行政不服審査				取消訴訟				賠償請求訴訟											
件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ

(3) 児童福祉法第28条第1項各号の規定に基づく第27条第1項第3号の措置決定に係る行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟について、審理手続(申立てがなされてから裁決が出るまで)におおむねどの程度時間がかかるでしょうか。当てはまるものを下記1~10より選択してください。

1 2週間未満	2 2週間以上1ヶ月未満	3 1ヶ月~2ヶ月	4 2ヶ月~3ヶ月	5 3ヶ月~4ヶ月
6 4ヶ月~5ヶ月	7 5ヶ月~6ヶ月	8 6ヶ月~9ヶ月	9 9ヶ月以上	10 不服申立てをされたことがない

行政不服審査	取消訴訟	賠償請求訴訟
--------	------	--------

#### 5. その他

(1) 児童相談所の業務に關し、業務負担に関する課題と、それに対する具体的な改善策(●●●の手続に関するマニュアルの作成や手続の簡素化等)がありましたらお答えください。

課題	
改善策	

※調査事項は以上になります。御協力いただきありがとうございます。